**○経済産業省
環境省国土交通省告示第三十七号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきキャタピラージャパン合同会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更する承認事業者の住所

新

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1　東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2．変更年月日

平成29年12月18日

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第三十八号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき株式会社ＩＨＩアグリテックから、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更前の承認事業者の名称及び住所

名称

株式会社ＩＨＩスター

株式会社ＩＨＩシバウラ

2．変更後の承認事業者の名称及び住所

名称

株式会社ＩＨＩアグリテック

住所

北海道千歳市上長都1061番地2

3．変更年月日

平成29年10月1日

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第三十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき三菱ロジスネクスト株式会社から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更前の承認事業者の名称及び住所

名称

ニチユ三菱フォークリフト株式会社

ユニキャリア株式会社

2．変更後の承認事業者の名称及び住所

名称

三菱ロジスネクスト株式会社

住所

京都府長岡京市東神足二丁目1番1号

3．変更年月日

平成29年10月1日

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第四十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき日本キャタピラー合同会社から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更する承認事業者の名称

新

キャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社

住所

京都府長岡京市東神足二丁目1番1号

2．変更後の承認事業者の名称及び住所

名称

ニチユ三菱フォークリフト株式会社

ユニキャリア株式会社

住所

神奈川県川崎市幸区新小倉1番2号

3．変更年月日

平成29年10月1日

**○経済産業省
環境省国土交通省告示第四十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきＨピロックジャパン株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月九日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更する承認事業者の名称

新

エピロックジャパン株式会社

旧

アトラスコプコ株式会社

2．変更年月日

平成29年11月1日